

～市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会～

ふくしま駅伝

最後まで諦めない走りが入賞を掴んだ！来年こそは上位入賞を目指せ！



それぞれの想いを運んだ1本のタスキ・・・すべてを来年につなげろ！



第7区

区間	名前	所属	タイム	区間	総合
第1区	二瓶 茜	(会津高校2年)	15' 07(4.0 km)	38	37
第2区	北村 真悟	(葵高校2年)	28' 59(8.2 km)	37	37
第3区	木戸 駿翔	(坂下中学校3年)	20' 26(5.8 km)	32	37
第4区	遠藤 晃	(柳津町ディサービスセンター)	25' 58(7.3 km)	42	37
第5区	関口 涉友	(喜多方高校3年)	22' 51(6.7 km)	21	32
第6区	加藤 秀法	(会津坂下町役場)	28' 23(8.3 km)	28	31
第7区	小林 憲和	(坂下中学校3年)	18' 01(5.2 km)	16	30
第8区	鈴木 翔	(坂下中学校2年)	14' 28(4.1 km)	18	27
第9区	渡辺 乙羽	(坂下中学校1年)	11' 06(3.0 km)	4	25
第10区	田中 啓太	(会津坂下町役場)	29' 57(9.3 km)	23	25
第11区	佐藤 和	(会津学鳳高校2年)	16' 09(3.9 km)	36	26
第12区	永山 義信	(会津坂下町役場)	23' 28(7.0 km)	17	26
第13区	山田 遥希	(坂下中学校2年)	17' 33(4.8 km)	35	26
第14区	吉村 健広	(会津高校2年)	20' 38(5.7 km)	25	26
第15区	高橋 希羽	(坂下中学校2年)	13' 06(3.4 km)	18	26
第16区	永山 恵新	(仙台大学3年)	28' 22(8.4 km)	28	26



第9区

ランナーの走りを後押しした応援バスのみなさん



今年は20名を超える大応援団！『ふくしま駅伝』の迫力を肌で感じようと会津坂下町を朝5時に出発し、スタートとなる白河市カタルスポーツパーク陸上競技場に駆けつけました。

会津坂下町の応援フラッグとメガホンを持ち、みんなで結束力を高め、熱い声援を6区間のランナーに届けました。来年もたくさんの応援バスの参加者をお待ちしております。お疲れ様でした。



町の部 総合成績

- 第1位 石川 5時間 15分 24秒 (初優勝)
- 第2位 会津美里 5時間 18分 27秒 (+ 3分 03秒)
- 第3位 三春 5時間 20分 26秒 (+ 5分 02秒)
- 第4位 矢吹 5時間 20分 32秒 (+ 5分 08秒)
- 第5位 猪苗代 5時間 20分 35秒 (+ 5分 11秒)
- 第8位 会津坂下 5時間 34分 32秒 (+ 19分 8秒)

県内 59 すべての市町村が参加した『第 28 回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会』は 11 月 20 日 (日) に白河市カタールススポーツパーク陸上競技場スタート ～ 福島市福島県庁ゴール (95. 1 km) で開催されました。

今年はここ数年の長距離ばなれによりチーム事情も大変厳しく、選手の区間配置にも苦労しました。

加藤新監督のもと、『チームみんなで6位の壁を乗り越えよう』を目標に夏場から練習を積み重ねてきました。第 27 回大会より 1 つ順位を下げたものの、中学生の活躍があり、総合 26 位、町の部 8 位、14 年連続で入賞を果たしました。

沿道やテレビ・ラジオの前でのみなさんの応援が選手の走りを支えてくれました。

応援ありがとうございました。



田中啓太キャプテン

たくさんの方のご協力や応援のおかげで、総合 26 位、町の部 8 位という成績を収めることができました。本当にありがとうございます。大会当日にアクシデントはありましたが、全メンバーでそれをカバーして最後まで走り切ることができました。

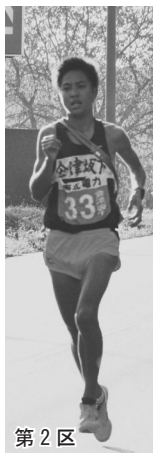
今大会を通して、レース本番で力を出し切って走ることの難しさについて、改めて強く実感しました。この課題をクリアしていかないと、町の部の上位チームと戦うことはできません。

今年は新監督となつてから初めての大会でしたが、結束力の強いとてもいいチームで臨むことができたので、今年の経験を生かしながら、来年に向けて今年以上のチームをつくっていきたいと思います。

これからも選手一同、感謝の気持ちと向上心を常に持って練習に励んでいきますので、温かいご声援をよろしく願います。



第1区



第2区



第4区



第6区



第10区



第13区



第14区



第15区



第3区



第5区



第8区



第11区



第12区



第16区

★ふくしま駅伝の選手たちの力走の様子は、会津坂下町公式 YouTube チャンネルでも配信しています。

右記 QR コードから、ぜひご覧ください！



平成 29 年度（平成 28 年分）確定申告

申告の準備はお早めに！ ～ 2 月 15 日（水）から受付開始～

申告相談は 2 月 15 日（水）から各地区コミュニティセンター・中央公民館で行います。

申告期限間際になると、申告会場は大変混雑します。申告の準備は早めをお願いします。

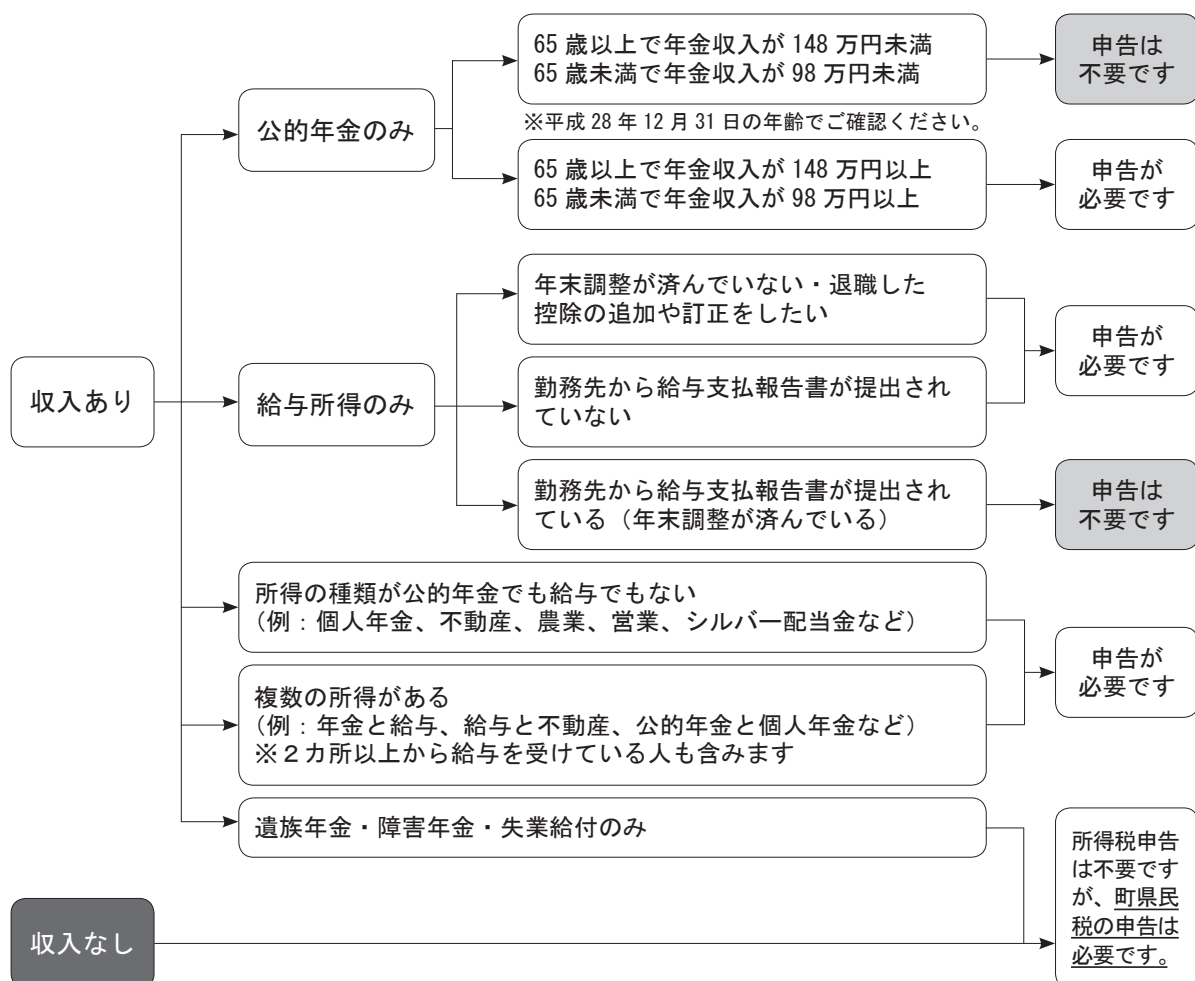
確定申告は、前年一年間の所得を申告していただくもので、所得税額を確定させることはもちろんですが、町県民税や国民健康保険税、介護保険料などの課税基礎となる大切なものです。

申告時に必要なもの

- ◎申告書（税務署から送付された方はご持参ください）
- ◎通帳用印鑑および通帳
- ◎所得金額を証明する書類（源泉徴収票（コピー不可）、収支計算書など）
- ◎公的年金保険料の領収書または支払額が確認できるもの
- ◎医療費等控除用の領収書（医療費控除をする方は必ず受診者ごとに領収書を整理し計算してきてください）
- ◎本人、または、扶養する方が障がい者の認定を受けている場合は、「障害者手帳」
- ◎本人、または、扶養する方が要介護認定 1～5 を受けている場合は、役場交付の「障害者控除対象者認定書」
- ◎その他、申告内容に応じて必要な書類（各種保険料控除用の支払証明書など）

申告が必要な人 ～チェックしてみましょう～

Q：平成 28 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに収入がありましたか？



★ご注意ください★

～申告期限は 3 月 15 日（水）です～

・未申告の方の場合、所得証明などの発行や、保育料・児童扶養手当・国民健康保険税などの算定で不利益を受けることがありますので必ず申告をお願いします。

平成29年度（平成28年分） 確定申告相談日程表

【受付時間】 午前の部：午前8時30分～午前11時30分 午後の部：午後1時～午後3時30分

月	日	曜日	申告相談会場	午前の部	午後の部
2月	15	水	高寺コミュニティセンター	片門・洲走	窪倉・舟渡
	16	木		窪・赤城新田・杉山	天屋・本名
	17	金	八幡コミュニティセンター	塔寺	塔寺
	18	土	休 日		
	19	日			
	20	月	八幡コミュニティセンター	気多宮・大沢・平井	塔寺二区・朝立・和泉
	21	火	川西コミュニティセンター	見明・津尻	宇内
	22	水		長井	大上・袋原
	23	木	広瀬コミュニティセンター	立川・御池田	青木・沼越
	24	金		三谷・下政所・青津	五香・西青津
	25	土	休 日		
	26	日			
	27	月	若宮コミュニティセンター	樋渡・水島・大江・沖・金沢・上新田・中新田	勝方・大村
	28	火		牛沢・矢ノ目・上金沢	牛沢・蛭川
3月	1	水	金上コミュニティセンター	村田・村田新田・履形・束原・新村	金上・樋口分・太田谷地
	2	木		中開津・上開津・海老沢・細工名	福原・新開津
	3	金	中央公民館	橋本・本町・鉄砲町・仲町	中政所・和泉川原・柳町
	4	土		地区指定なし	地区指定なし
	5	日	休 日		
	6	月	中央公民館	緑町・杉・船窪	中村・原・羽林
	7	火		上町・小原	新館・八日沢
	8	水		古坂下	古坂下
	9	木		新町	新町
	10	金		桜木町	新富町
	11	土	休 日		
	12	日	中央公民館	地区指定なし	地区指定なし
	13	月		諏訪町・茶屋町	新栄町
	14	火		地区指定なし	地区指定なし
	15	水		地区指定なし	地区指定なし

お知らせ

- ・申告相談期間中は各会場へ出張しているため、町役場税務窓口での申告相談は行いません。ご注意ください。
- ・対象地区を日時により指定しております。極力指定された日時に相談に来られますようご協力をお願いします。
なお、お勤めなどの都合により指定日時に来られない方は、「地区指定なし」としている日時をご利用ください。
- ・混雑することも予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

e-Tax（電子申告）の相談会を開きます

- ・3月3日～15日の受付時間中に受けられますのでお気軽にご利用ください。
- ・個人番号カードまたは住民基本台帳カードなどがなくても電子申告会場にて確定申告書作成の相談が受けられます。
- ・電子申告（所轄税務署に電子送信する場合）に必要な個人番号カード、住民基本台帳カードについての詳細は右記にお問い合わせください。 ■生活課 戸籍環境班 ☎ 84-1500

65歳以上で要介護認定を受けている方は「障害者控除」の対象になる場合があります

- ・障害者手帳を持っていない方でも、65歳以上で要介護1～5の認定を受けており、障がいの程度が同等であると認められる方は、障害者控除の対象となります。
- ・確定申告の際に用いる書類として「障害者控除対象者認定書」を無料交付しますので、交付希望の方は下記窓口に申請してください。
- 申請場所：高齢者支援係 ⑤窓口 ■必要な物：介護被保険者証、印鑑
- その他：認定基準日は平成28年12月31日です。※同年中に対象者が死亡している場合は死亡日
- 問い合わせ先：生活課 保険年金班 ☎ 84-1513

確定申告時の本人確認について

- ・マイナンバー制度開始により、確定申告時における本人確認が義務付けられました。
- ・そのため、確定申告にお越しの際は、下記のいずれかの書類もご持参くださいますよう、お願いします。
- ①個人番号カード（顔写真入り）の写し
- ②番号通知カード（顔写真無し）の写し+運転免許証など（顔写真入り）の写し
- 代理でご家族の確定申告をされる場合は、ご家族の①もしくは②の書類の写しもあわせてご持参ください。

重要!

会津坂下町民生委員・児童委員が改選されました

任期：平成28年12月1日～平成31年11月30日（3ヶ年）

新しい民生委員・児童委員のみなさんが、下記のとおり決まりましたのでお知らせします。

氏 名	担当区域	氏 名	担当区域	氏 名	担当区域
《坂下地区》（19名）		鈴木 清 記	大村・勝方（本村）	《川西地区》（6名）	
上 野 嘉代子	古坂下	江 川 彦 一	樋渡・水島	二 瓶 甚 一	八日沢
渡 部 暁 子	古坂下	阿 部 恒	大江・原	大 島 悦 子	見明・大上
高 橋 聖 一	上町・本町	谷 澤 ハツミ	沖・羽林	古 川 慶 一	宇 内
井 関 文 江	桜木町	山 内 奈津子	上金沢・上新田・中新田	古 川 繁 子	津 尻
佐 藤 啓 子	桜木町	田 崎 幸 男	矢ノ目・金沢	永 山 強	長 井
長 田 洋 子	緑 町	《金上地区》（8名）		服 部 ひろ子	袋 原
酒 井 千代子	緑 町	佐 瀬 和 枝	福 原	《八幡地区》（8名）	
渡 部 美佐子	橋 本	齋 藤 タケ子	金上（西）・樋口分	佐 藤 信 雄	塔 寺
佐 竹 和 代	仲町・小原	蓮 沼 隆 仁	金上（東）・太田谷地	蓮 沼 信 夫	塔 寺
川 上 エミ子	新栄町	渡 部 昭 一	村田・村田新田・履形	伊 藤 昭 次	塔寺二区
高 久 勝 洋	茶屋町	佐 藤 迪 夫	海老沢・細工名	酒 井 昭 子	気多宮
星 澄 子	茶屋町	齋 藤 えり子	束 原	三 瓶 千恵雄	新 館
板 橋 裕 子	柳 町	遠 藤 正	新開津・新村	桑 原 常 義	杉・船窪
高 梨 峯 生	柳 町	武 藤 高 美	中開津・上開津	目 黒 俊 昭	大沢・和泉
上 野 てるみ	諏訪町	《広瀬地区》（9名）		船 木 智 子	朝立・平井
吉 田 幸 雄	鉄砲町	仙 波 利 郎	青 木	《高寺地区》（5名）	
大 野 篤	新 町	二 瓶 敦 子	青 木	山 口 幸 一	窪・窪倉
佐 藤 高 子	新 町	小 池 博 基	青 津	廣 川 好 一	舟 渡
渡 部 芳 夫	新富町	加 藤 勝	沼 越	長谷川 孝 志	片 門
《若宮地区》（10名）		平 松 一 栄	立 川	鈴 木 健 壽	天屋・本名・赤城新田
角 田 弥 秀	牛 沢	岩 崎 武 義	五 香	伊 藤 博 人	杉山・洲走
鶴 見 房 人	牛 沢	二 瓶 俊 一	御池田	《主任児童委員》（3名）	
高 波 和 廣	蛭川・中村	高 野 すみ子	三谷・下政所・西青津	柳 内 律 子	旧坂下
吉 良 幸 男	勝 方	堀 幹 夫	中政所・和泉川原	齋 藤 恵 子	坂下南小学区
				石 綿 美枝子	坂下東小学区

心配ごと、悩みごとをひとりで抱えていませんか？

民生委員・児童委員は、

あなたの身近な相談相手として、その内容に応じて関係機関への「つなぎ役」になります。

○住民の立場にたってまちの福祉を担う、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。

○医療や介護、子育ての不安など、さまざまな相談に応じています。

○社会福祉協議会や役場などの事業活動へ協力支援をしています。

★相談内容が他の人に伝わることはありません。安心してご相談ください。

【問い合わせ先】 生活課 福祉健康班 ☎ 84-1522

Autumn Party で出会いました！！

会津坂下町では幸せカップル誕生のために、出会いの場創出事業『サマーパーティー・オータムパーティー』を開催しています。

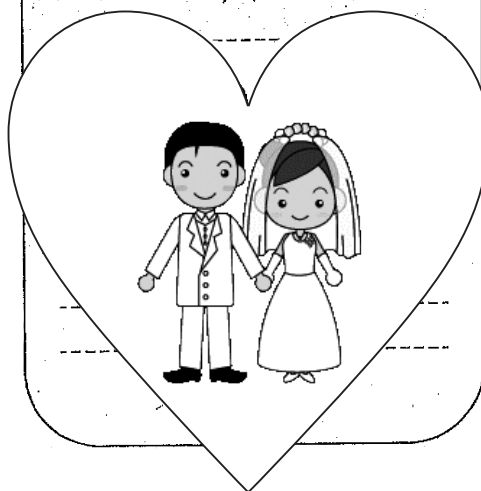
このパーティーへの参加をきっかけに赤い糸がつながり、めでたく結婚されたカップルから喜びのコメントが寄せられています。

○男性から

これほど、何度も婚約のため
出会いの場の催しに参加して
いたことがありません。
今回、ようやく、素敵な方と
出会いを果たしました。催しを
とおいて、いろいろとアゲアゲの場
もありました。相談員の方には
いろいろとお世話になり、本当に
ありがとうございました。

○女性から

友人に誘われて初めて
参加したパーティーで素敵な
方と出会う事ができました。
パーティー中には相談員の方
に親切にしていただき感謝
しています。ありがとうございました。



素敵な出会いがきっとあります。

※結婚相談については、場所及び時間等、専門の相談員が誠意をもって対応いたします。
もちろんプライバシーは厳守いたします。お気軽にお電話ください。



担 当：ふれあいプランナー 小柴 優子

携帯 080 - 5849 - 8282

電 話：農業委員会事務局 ☎ 84-1534

勤務日：月・水・金 午前9時～正午

これからの「介護」には 地域の力が必要不可欠です！

現在の介護保険サービスは、ヘルパーなどの専門知識を持つ介護職員が担っており、今後、高齢化に伴い、介護保険サービスを受ける高齢者の方が増えることが予想されています。しかし、介護保険サービスを提供する介護職員は、少子化による働き手の減少により、職員の確保が困難となっており、このような状況が続くと、将来において介護保険サービスを保つことが困難となります。

このため、比較的軽い介護認定の方の、「調理・洗濯・掃除等の生活援助」は、「ヘルパー」から「ボランティアなど」へ、「体を動かす、友達とのお茶飲み話」は、「デイサービス」から「集会所などでの体操やお茶飲み」へ介護職員でなくともできるサービスはボランティアなど地域の力で支える仕組みに移行していかなければなりません。

また、今後の少子化に伴う生産人口の減少により、高齢者にボランティアに参加していただき、介護サービスを支える側になっていただくことも必要です。

現在

介護職員によるサービスに依存
頑張れば、自分で出来ることも介護専門職が行っている！



今後

出来るだけ自分で！
介護職員でなくても出来るサービスは、ボランティアなど地域の力で！



現在のままだと…

①介護保険料の基準額高騰（会津坂下町）

2,300 円／月（平成 12 年）⇒ 6,100 円／月（平成 27 年）

※介護保険料は、介護サービスにかかる費用などにより決定するため、このままでは今後も高くなっていきます。

【全国平均値】2,900 円／月（平成 12 年）⇒ 5,600 円／月（平成 27 年）

②介護職員の不足により、介助が必要な人たちが適切なサービスを受けることができなくなります。

それでは、どうすればいいのか？

- ・自分の出来ることは、自分で行い、介護保険サービスを過度に利用しない。
- ・掃除や買い物、調理といったサービスは、元気な高齢者を含む地域住民、ボランティアなどで支え合う。
- ・身体を動かしたい、友達とお話をしたいという理由のみでデイサービスへ行きたい方は、近所の集会所などを活用して、地域みんなで体操やお茶飲み会（サロン）を開いていく。

サロンを作りたいがどうしたらいいかわからない、サロンは何をする所、など、高齢者の集いの場に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

国保への“申請”で受けられる給付

国保の給付の主なものは、保険証を提示して医療機関等にかかった場合に、医療費総額から窓口での支払い額を差し引いた額（窓口での負担割合が3割の場合は7割分）を医療機関等に支払うもので、被保険者への間接的な給付となっています。

それ以外に“申請”により以下のような給付も受けられます。（これらの給付は、国保税などを財源として行われています）

どんなとき？	摘 要	“申請”に必要なもの
全額自己負担したとき (療養費の支給)	一旦全額自己負担となるが、“申請”により審査を経て決定されれば、自己負担分を除いた額を支給 ①事故や急病などでやむを得ず保険証を持たずに治療を受けたとき ②医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具を購入したとき ③骨折や捻挫などで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき ④医師が必要と認めた手術などで輸血に用いた生血代（第三者に限る） ⑤医師が必要と認めた針・灸・マッサージなどの施術を受けたとき ⑥海外渡航中に医療機関にかかったとき（治療目的で渡航した場合は除く）	「領収書」 ※②、④、⑤の場合 「医師の同意書」 (もしくは意見書) ※⑥の場合 「診療内容明細書」 (外国語の場合は日本語に翻訳したものも添付)
出産したとき (出産育児一時金の支給)	被保険者が出産したとき、“申請”により世帯主に支給。妊娠12週（84日）以降であれば、死産・流産でも該当	「母子健康手帳」「領収書」 ※死産・流産の場合 「医師の証明書」 ※直接支払制度利用の場合「合意書」
亡くなったとき (葬祭費の支給)	被保険者が亡くなったとき、“申請”により葬祭を行った人（喪主）に支給	「死亡証明書」
移送の費用がかかったとき (移送費の支給)	被保険者が医師の指示により、緊急やむを得ず入院・転院する際の移送に必要と認められたとき、“申請”により支給	「医師の意見書」
医療費が高額になったとき (高額療養費の支給)	限度額証の交付を受けず、自己負担額が自己負担限度額（月額）を超えた分を“申請”により支給 所得、年齢、支給回数などにより自己負担限度額は異なり、支給は早くて診療から3～4か月後となります。	「領収書」

※ これらの支給は、原則として口座振込です。（滞納のある方は口座振替とせず、これを滞納分に充てて頂くこととしています。）

※ 申請にはマイナンバー（12桁の個人番号）の記入が必要です。マイナンバーカード（個人番号カード）またはマイナンバーの分かる書類と本人が確認できる書類（免許証など）をご持参ください。

※「保険証」「印鑑（認印で可）」「振込先の通帳」と上の表の必要なものを持参し、保険年金班に“申請”してください。

